

「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（改訂版）」の概要

第1 手引策定等の経緯

- 平成28年8月の台風水害により、道内の社会福祉施設等にも甚大な被害が発生したことを踏まえ、「非常災害対策計画」の迅速な整備が図られるよう、平成29年8月に「非常災害対策計画の策定の手引」を策定し、各市町村、施設及び関係団体等に配付し、集団指導や実地指導で活用してきた。
- 平成30年の豪雨及び胆振東部地震において、ライフライン等の確保に向けた課題があらためて顕在化し、内閣府において「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂され、道においても地震被災地の社会福祉施設に実施したヒアリング調査結果を踏まえ、各施設等においてライフライン等の対策状況を確認し、速やかに必要な対策をとることができるよう、令和元年7月に手引の見直しを行ったところ。
- その後、令和2年7月豪雨で、高齢者福祉施設が被災したことから、国では避難の実効性を高めるため、避難訓練実施の報告義務化や市町村による助言・勧告制度が創設されたほか、災害対策基本法が改正され、これまでの「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化されたほか、令和3年度から、基準省令が改定され、介護・障がい福祉サービス事業者は、業務継続計画の策定や研修・訓練の実施が義務づけられた。
- こうした関連法律の改正等を受けて、本手引きの見直しを行った。

第2 手引の構成及び改正内容

項目	主な改正内容
1 対象となる社会福祉施設等	特定施設入居者生活介護を追加
2 非常災害対策計画の策定に当たっての留意点	避難確保計画チェックリスト、報告書様式の追加、資料の更新等
3 非常災害対策に盛り込む項目（例）	(1) 施設等の立地条件 ※避難確保計画及び避難訓練実施結果の市町村報告義務化を追記 (3) 災害に関する情報の入手方法 ※避難情報の改正に伴う修正 (5) 避難を開始する時期、判断基準等 ※避難情報の改正に伴う修正 (14) 留意事項 ※業務継続計画について新たに記載
別紙1 危険区域等の概要と確認先	土砂災害危険箇所を削除
別紙2 避難情報等に関するガイドライン抜粋	避難情報の改正に伴う修正
巻末付属資料	新たな避難情報、防災関連計画の関連性（避難確保計画、消防計画）、業務継続計画策定の参考資料を追加